

2015年6月22日  
カメラ映像機器工業会

## インドにおけるデジタルカメラの関税問題の解決について

### 1.本件の経緯

- ・2014年1月、インド当局（財務省・歳入情報局）から口頭でデジタルカメラへの強制措置（輸入差し止めや倉庫封印等）の示唆あり。
- ・同年3月中旬から10%の差額関税が一方的且つ強制的に課される。  
（理由：デジタルカメラの免税措置を受けるために、ソフトウェアで一回の連続での動画の記録時間を意図的に30分未満に制御している等）

### 2.当工業会の対応

- ・問題が顕在化して以来、当工業会は、インドのデジタルカメラへの課税はITA違反に相当するとの終始一貫した立場で、経済産業省と協議、本件の可及的速やかな解決を要請。
- ・2014年4月、当工業会は会長名でインド財務省の次官宛に書簡を送付し、速やかな解決を要請。
- ・インド財務省高官との交渉に当たった在インド日本国大使館宛に、要請のあった情報（動画の記録時間延長に関する実証実験結果等）を適宜提供。

### 3.2015年4月30日付通達/文書(二種)の発行

3-1)

2015年3月1日1付旧通達 No. 10/2015-Customs は、

「Digital Still Image Video Cameras capable of recording video with minimum resolution of 800 x 600 pixels, at minimum 23 frames per second, for at least 30 minutes in a single sequence, using the maximum storage (including the expanded) capacity.」が「免税」となるとしたが、適用の範囲が不明確であった。

3-2)

2015年4月30日付新通達 No. 28/2015-Customs は、

「Digital Still Image Video Cameras」が「免税」となると明記。これにより、スペック上の制約がなくなった。

3-3)

2015年4月30日付文書 D.O.F.No.334/5/2015-TRU の CUSTOMS: 5)において、

「HS8525 80 20 に分類されるすべてのデジタルスチルビデオカメラ(DSC)およびこれらの部分品は、スペック（動画の記録時間に関する制限を含む）にかかわらず基本関税を免除する」と明記。

3-4)

当工業会は、上記通達/文書（二種）を入手した時点で、本件は解決するものと理解。しかしながら、運用上の混乱も予想されたため、正しく運用されているかどうか2ヶ月間（5月～6月）の輸入についてモニタリングを実施し、すべて「免税」扱いであったことを確認。問題の発生以来、通達/文書（二種）が発行されるまでおよそ1年4ヶ月の時間を要したが、本件は完全に解決した。

以上